

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定めるものである。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全ての部署が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所及び施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国及び地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ア 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社の事業所）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（以下の要件を全て満たす事業所）
 - ① 障害者である労働者の数が5人以上
 - ② 労働者の数に占める障害者である労働者の割合が20%以上
 - ③ 障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が30%以上
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達を推進する物品等の種類

本町が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 物品等の調達目標

196,000円

7 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取り組みを行う。

- (1) 障害者優先調達推進法の周知・啓発を図りながら、障害者就労施設等から提供可能な物品等の必要な情報を収集し、庁内の各部署に提供するものとし、必要に応じて、障害者就労施設等からの調達の推進に向けた調整を行う。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定及び亘理町財務規則等に基づき、障害者就労施設等との随意契約の活用を検討する。ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、発注方法、発注量、納期の設定など障害者就労施設等の特性に配慮した発注に努める。
- (4) 各部署は予算の適正な執行、契約における経済性、公平性、競争性及び本町の関連する施策等との整合性に留意しつつ、本方針の趣旨を理解し、障害者就労施設等から物品等の調達に努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後、速やかに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

9 調達方針に基づく担当窓口

調達方針の担当窓口は、福祉課とする。